

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 案 概要版 ~計画の基本的な考え方~

1 策定の趣旨

○史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理、活用、整備、管理運営体制等についての基本的な指針とともに、個別の基準を定めるための基本方針を、文化庁の指導に基づき定める「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」で策定する。

2 計画の位置づけ

○「川崎市総合計画」における（施策4-8-2）市民の文化芸術活動の振興に位置付けられている橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業の今後の基本的な方向性を定めるために策定する。

○平成25（2013）年度に策定した「川崎市文化財保護活用計画」では、基本理念や基本的な考え方を積極的に推進していくための基本方針の1つとして、各文化財個別の保存活用計画を策定することを謳っており、本計画はその具体的な取組の1つとして策定する。

計画名	所管局
川崎市総合計画	総務企画局
第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」	教育委員会事務局
川崎市文化財保護活用計画	教育委員会事務局
第2期川崎市文化芸術振興計画	市民文化局
都市計画マスター・プラン全体構想	まちづくり局
川崎市シティプロモーション戦略プラン	総務企画局
川崎市緑の基本計画	建設緑攻局
新・かわさき観光振興プラン	経済労働局

図1 関連する主な計画

3 計画の構成（目次）

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| 第1章 計画策定の沿革・目的 | 第6章 橋樹官衙遺跡群の保存管理 |
| 第2章 橋樹官衙遺跡群の概要 | 第7章 橋樹官衙遺跡群の活用 |
| 第3章 橋樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素 | 第8章 橋樹官衙遺跡群の整備 |
| 第4章 現状と課題 | 第9章 管理運営と体制 |
| 第5章 橋樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針 | 第10章 施策の実施計画策定と進捗管理 |

4 計画の期間と進捗管理

〔計画期間〕

概ね30か年の中長期方針を示す基本的な指針と、そのうち当面実施すべき取組を短期方針として定めている。今後、国史跡への追加指定、橋樹官衙遺跡群における発掘調査の進展、史跡の保存整備・活用事業の実施等を踏まえ、概ね10年で内容の見直しを図る。

〔進捗管理〕

史跡の保存・活用には継続的な計画自体の経過確認と、定期的な点検評価が必要であるため、経過確認及び点検評価を適切に行うこと、各施策の到達進度の把握や課題の抽出を行う。

到達進度を表す指標は、計画の適切な進捗管理のため、文化庁や神奈川県教育委員会の指導・助言を受けながら、川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会で審議の上、保存管理、活用、整備、管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題抽出等の指標を明示したチェックシート（自己点検シート）を作成した。

5 国史跡橋樹官衙遺跡群の概要

（1）指定告示

名 称：橋樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」
史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

（2）指定の理由

多摩丘陵の平坦面に立地する武藏国橋樹郡家（郡衙）正倉跡と考えられる橋樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）と評の役所の施設のある掘立柱建物跡なども検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができ全国的にも希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

（3）指定地の概要

所在地 神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台415番2外48筆等

面 積 12,083.61m²

所有関係 国有地 548.25m²（所管；財務省関東財務局横浜財務事務所）

市有地 2867.01m²

民有地 8668.35m²（所有者7名、うち保持者4名、保持・占有者1名、占有者2名）

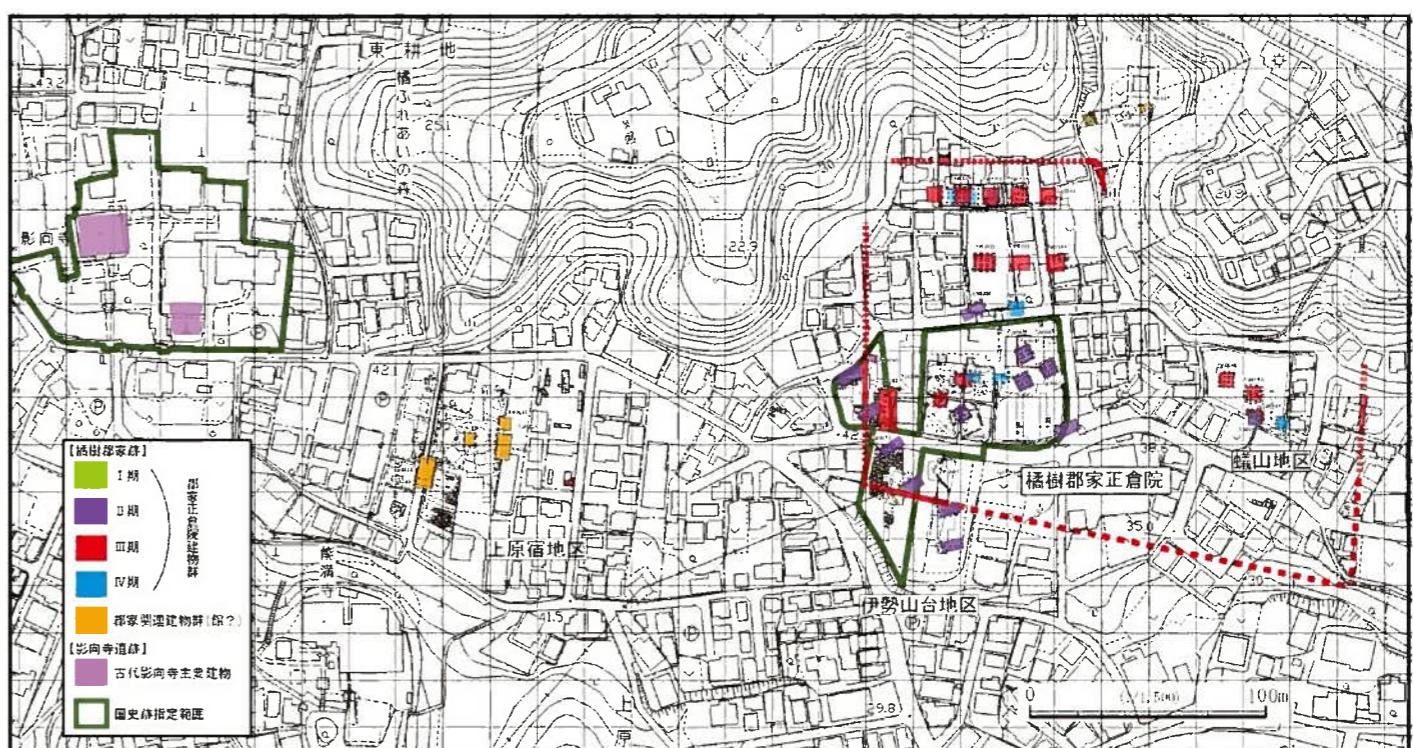


図2 橋樹官衙遺跡群で発見された建物群

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 案 概要版 ~計画の対象範囲等~

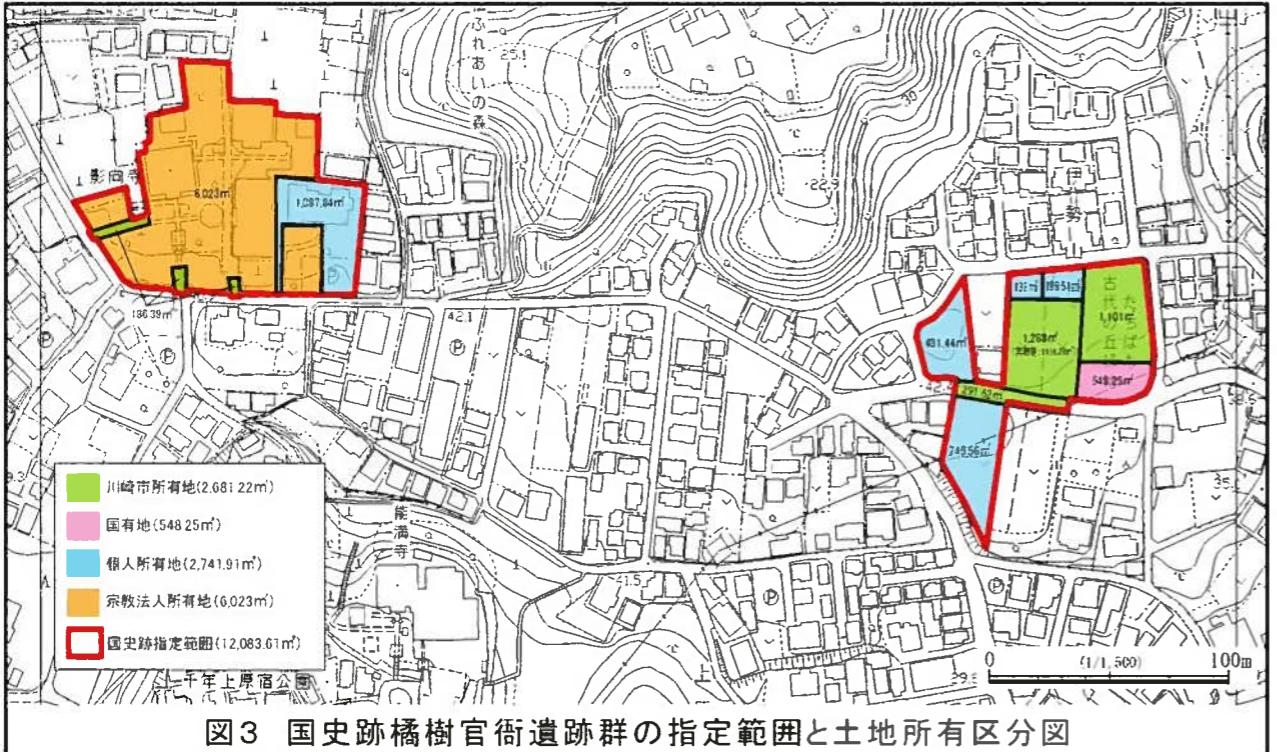


図3 国史跡橘樹官衙遺跡群の指定範囲と土地所有区分図

6 計画の対象範囲

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地は、遺跡群の一部分にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な活用を図ることが可能となる。

本保存活用計画では下図の範囲を「橘樹官衙遺跡群周辺地域」として取扱うこととする。

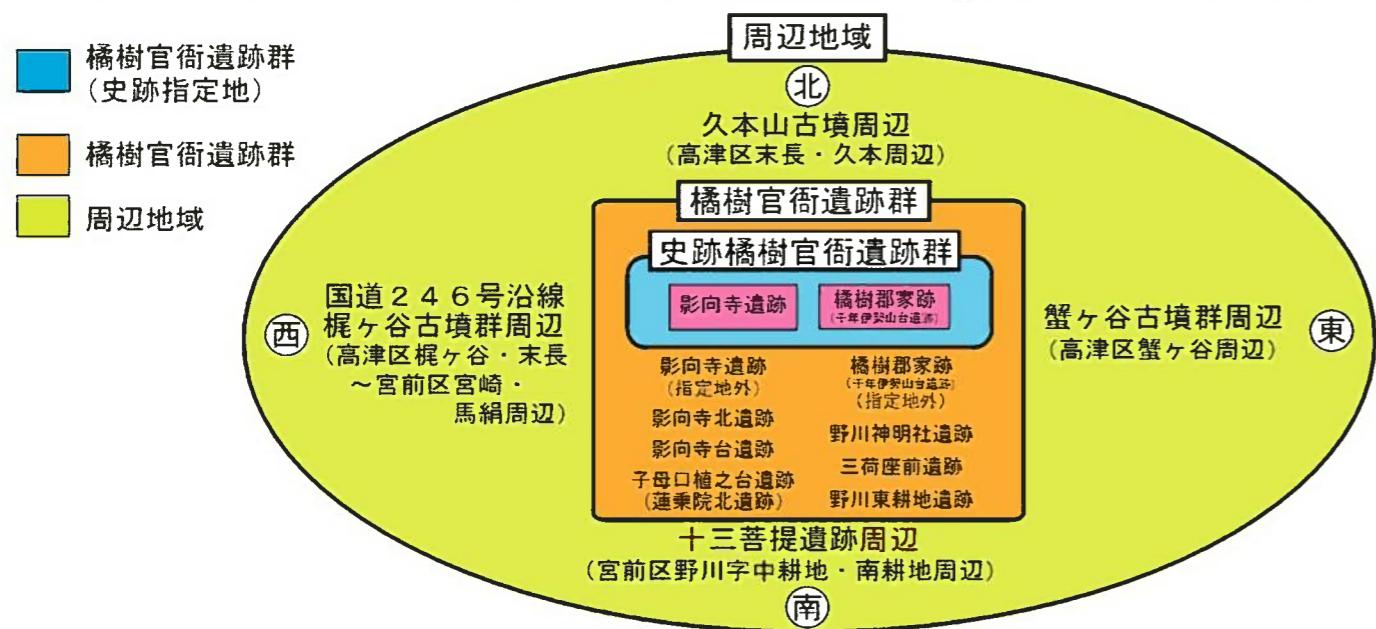


図4 保存活用計画における対象地域

7 現状と課題

(1) 保存管理

- 史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
 - たとえば古代の丘緑地として市民に供用している史跡地の一部については、史跡の日常的な保全管理を千年町会が母体として構成された橘樹郡衙跡史跡保存会の協力を得ながら行っている。
 - 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

(2) 活用

- 現在は、教育委員会や区役所、市民活動団体等が行うまち歩き事業等において、史跡橋樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、橋樹郡衙跡では、案内板・刊行物・AR(Augmented Reality)アプリケーション等を用いて解説を行っている。
 - 川崎で育ち、将来を担う子ども達が地域の歴史を伝える史跡を知ることは非常に重要である。現在も一部学校への出前授業や、校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は困難である。今後、市内の各学校で学習を主体的に取り組めるよう、教材の開発や、教員への支援が必要である。
 - 史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等既存の媒体を利用しているほか、必要に応じて遺跡解説のリーフレット等を作成しているが、SNS(Social Networking Service)等情報発信手段が多様化していることから、有効な情報発信媒体の検討を行うことが必要である。

(3) 整備

- 遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がない。また、橘樹郡家跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等が不十分であるとともに、他部局が設置したサインとの重複が見られるため、案内板等の整理が必要である。
 - 史跡を訪れる場合の公共交通機関は、路線バス「影向寺」バス停・「千年」バス停等であるが、遺跡群の所在する台地はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、史跡周辺は道路幅が狭く、歩道もない場所が大半であるが、車の通行量は多いことから、史跡等の見学時に危険な場合もある。遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースは現状整備されていないため、スペースの確保が必要である。
 - 史跡が地域住民の生活空間と重なっていることから、史跡を見学する際に住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

(4) 管理運営体制

- 史跡の保存・管理については、既に地元の遺跡保存会と協働して行っている部分もあり、保存会の育成・充実に協力しつつ、今後さらに連携しながら進めていく。
 - 史跡整備等の進展に応じて、公有地の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政庁との連絡調整を図っていく必要がある。また、橘樹官衙遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民、有識者、行政が関わり合いながら携わることが望ましく、橘樹郡衙跡史跡保存会や影向寺重文・史跡保存会とも連携しながら各種事業を運営する必要がある。

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 案 概要版 ~計画の基本的な指針等~

8 橘樹官衙遺跡群保存活用計画の基本的な指針

(1) 史跡橘樹官衙遺跡群の確実な保存と継承

史跡橘樹官衙遺跡群は、我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域のかけがえのない歴史的・文化的資産である。この史跡を、未来にわたって確実に保存し、継承する。

(2) 継続的調査による遺跡群の全体像の解明

史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明や関連する遺跡等の歴史的価値を把握するため、それらの情報を広く発信し、市民・地元住民等の理解を得ながら、継続的に調査を実施していく。

(3) 史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺の景観と歴史的・文化的資産を活用した歴史的まちづくりの推進

史跡橘樹官衙遺跡群及び周辺地域には、多くの遺跡や文化財、谷戸や緑地等が所在しており、橘樹官衙遺跡群とこれら文化財や自然環境等を総合的に捉え、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史資産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する。

(4) 地域を知る学びの場や人材を育成するひとづくりの場としての整備・活用

史跡橘樹官衙遺跡群の整備・活用を通じて、歴史や文化を知ることで郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るとともに、それらを担う人材の育成も図る。

(5) 管理運営体制の構築・整備

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、市の文化財保護部局を中心となって関係行政機関・土地の権利者・地域住民・企業等と連携した管理運営体制を構築する。

9 短期的な指針

史跡橘樹官衙遺跡群については、基本的な指針に基づき保存活用を進めていくが、遺跡群の全容解明、史跡の追加指定、土地の公有地化等については、長期的な視点で、段階的に進展していくことから、まずは順次取組むことが可能な、今後10年程度の保存管理・活用等に関する短期方針を定める。

(1) 本格的な整備を行う前に簡易的な解説板やサイン等を設置し、市民等の活用しやすい環境を整える。

(2) 重要な遺構等が発見されている、または発見された場合は、地権者等の協力を得ながら追加の国史跡指定を目指すとともに、優先的に公有地化を図っていく。

(3) 公有地化の進捗状況に応じ、段階的な保存整備・活用を推進する。

(4) 史跡橘樹官衙遺跡群の価値を広く知ってもらうための情報発信を積極的に図る。

(5) 史跡における現地見学会や講座等を通じて、市民への周知を図るとともに、史跡の保存を図る社会的雰囲気作りを進める。

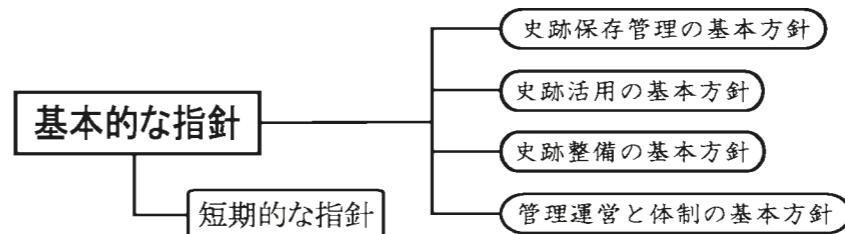


図5 史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画の構成

10 史跡保存管理の基本方針

○ 史跡の価値、課題の整理、保存活用のマスタープランを踏まえ、史跡を継続して、適切に保存管理していくための基本方針を以下のように定める。

(1) 史跡の確実な保存と継承

史跡指定地のうち橘樹郡衙跡については確実に保存管理し、整備活用を図るために計画的に公有地化を図る。また、影向寺遺跡については、影向寺境内での寺院活動を継続できるよう十分な配慮をしつつ、遺跡を確実に保存管理する。



写真1 史跡保存会の活動

(2) 地域と協働した史跡の保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群が所在する橋・野川地区の住民、町内会、影向寺関係団体等、地域全体の理解を得ながら協働して保存管理を行いつつ、文化庁、神奈川県教育委員会、川崎市の関連部局、学術研究団体等とも連携を図り、市民・有識者・行政が幅広く協力して保存管理を行う。

(3) 史跡橘樹官衙遺跡群の公有地化

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり確実に保存管理し、広く市民が活用するための整備を実施するため、計画的に史跡指定地の公有地化を進める。また、未指定地については、調査研究の成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性に応じて、住民の理解を得て追加指定を図っていく。

(4) 史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明に向けた調査の実施と追加指定

史跡橘樹官衙遺跡群の調査を継続的に実施し、遺跡群の全容解明を進めることで、遺跡群の価値をさらに高め、その調査成果に基づき遺跡の保存を図る。また、遺跡群内の未指定地についても、調査成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性が明らかになった地域は、住民や地域の理解を得て、追加指定を図っていく。

(5) 周辺の歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定される未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く存在している。ガイダンス施設の設置や、古代の景観を体感できる植生が残る特別保全緑地を含め周辺地域で望ましい植生のあり方について検討をすすめる等、その恵まれた地域の特徴を活かしながら実際に歴史や自然を体感・体験できる場と、史跡の歴史・自然文化資産等を学習する場との、バランスの取れた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画案 概要版 ~活用の基本方針等~

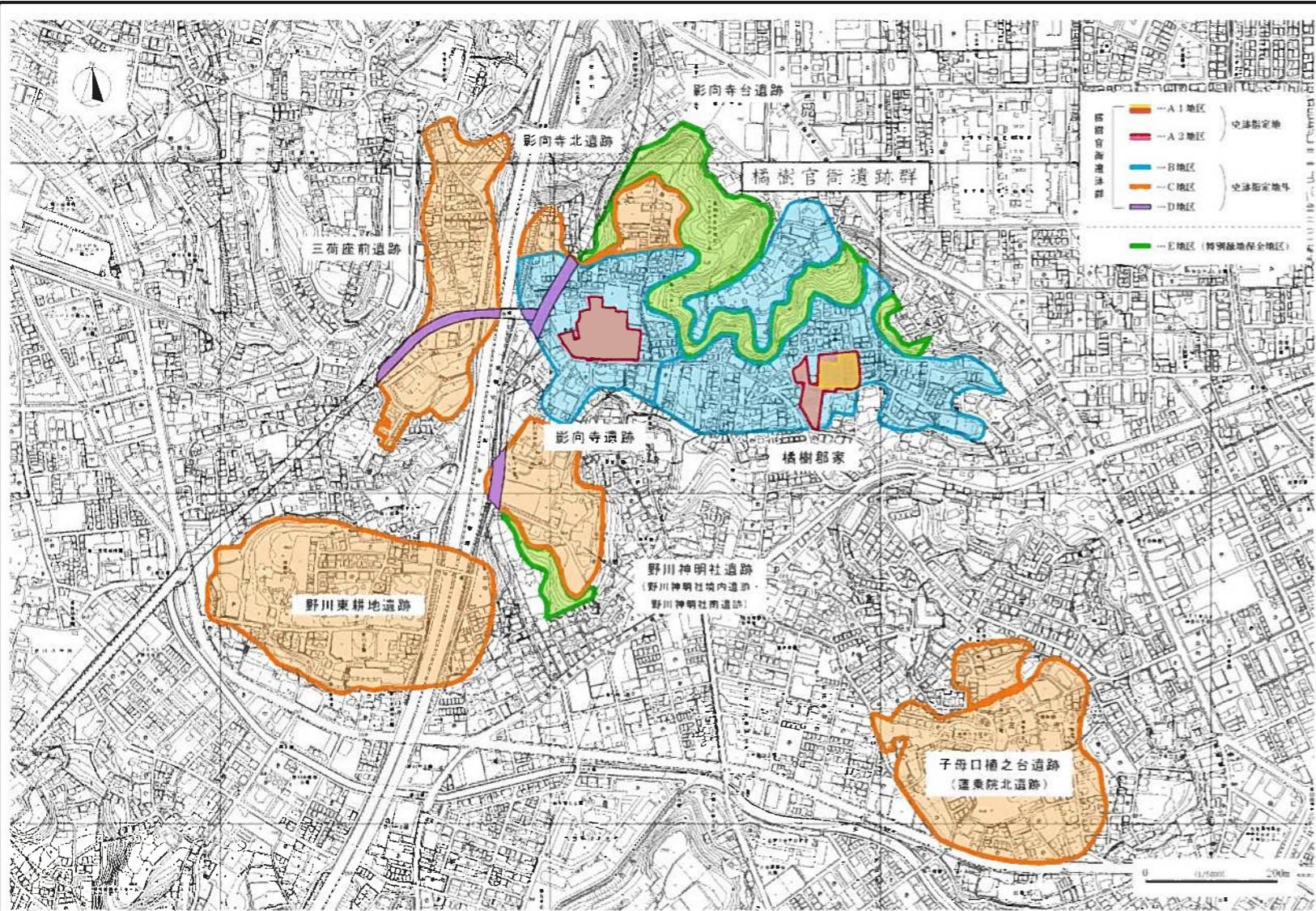


図6 保存管理の基本方針に基づく橘樹官衙遺跡群の地区区分

地区名称	地区の概要	定める取扱基準	公有地化の方針
A1地区	国史跡指定地のうち公有地化完了済みの地区	現状変更許可の基準 (文化財保護法第43条)	—
A2地区	国史跡指定地のうち民有地		史跡の保存整備活用のため、寺院地以外は優先的に公有地化する。
B地区	未指定の橘樹郡衙跡・影向寺遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)		重要な遺構が発見された場合等は追加指定の上、公有地化
C地区	橘樹官衙遺跡群に関連する周知の埋蔵文化財包蔵地	土木工事等の取扱基準 (文化財保護法第93・94条)	橘樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構が発見された場合、追加指定の上、公有地化
D地区	埋蔵文化財包蔵地のうち都市計画道路の路線敷		都市計画道路の事業進捗に合わせ協議
E地区	周辺の特別緑地保全地区		一定程度公有地化済み

図7 保存管理の基本方針に基づき定める取扱基準の概要

11 史跡活用の基本方針

○史跡橘樹官衙遺跡群は、東国における古代律令制度に基づく地方支配の実態を明らかにする上で、極めて重要な価値を有する遺跡であり、この史跡を将来にわたり、確実に保存していくためには、遺構を適切に保存管理するとともに、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えていくため、周辺の地形や景観と一体としての活用を進めていかなければならない。

また、住宅密集地の中、現地に立てば今なお古代の雰囲気を感じるとともに、地形に合わせて規則的に配置された橘樹郡家(郡衙)正倉院やその他の郡家諸施設の様相、郡家に隣接して造営された古代寺院、かつてそれらの施設で行われたであろう郡家の政務や儀礼、役人達の活動の様子等について想像し、楽しく史跡に触れ合ってもらえる取組を行う必要がある。

さらに、橘樹郡域には古代律令体制成立以前に「橘花屯倉」が設置されたとされ、この橘樹の地と大和王権との関係性を示している。こうした史跡や遺跡等を合わせて活用することで、川崎市のみならず、日本の古代史を学ぶことが可能である。

史跡の活用については、これらを踏まえ、史跡活用の基本方針を以下のように定める。

(1) 史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信

史跡橘樹官衙遺跡群やその価値等を様々な手段を用いて広く周知していくとともに、既存の公共施設等を有効に活用し、新たに発見された成果等を速やかに発信し、情報の共有を図る。また、市民と連携し、過去の調査・研究成果を公開・活用するとともに、研究機関とも連携し、全国的な調査研究を進める。



写真2 発掘調査現地見学会

(2) 地域の歴史・魅力を学ぶことのできる場づくり

学校教育と連携を図り、史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や価値を学び、周辺の谷戸や豊かな緑地など、多様で豊かな地域の魅力を知ることができる場とともに、生の歴史に触れた感動や驚嘆といった貴重な体験ができる場とする。また、自らのルーツや歴史に対する興味等、生涯学習の場として幅広い年代の方が学ぶ場とする。

写真3 出前授業

(3) 史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進

地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橘樹官衙遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図り、またボランティア等それらを担う人材の育成も図る。



また、史跡等の歴史的・文化的資産も地域の資産として活用すべきものであることから、周辺に住宅地が広がる史跡用地において、災害時の避難場所や防災用具の保管場所等、地域の防災の機能を担うことも想定できる。

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 案 概要版 ~整備・管理運営と体制の基本方針~

12 史跡整備の基本方針

○ 史跡橋樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橋樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡整備の基本方針を以下のように定める。

(1) 史跡橋樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための整備

(2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備

(3) 史跡橋樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信できる場の整備

(4) 史跡橋樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる場の整備

(5) 史跡への交通アクセスやサイン、ガイダンス施設・便益施設(駐車場・バリアフリー化等)の整備等、利用者の利便性の向上

(6) 史跡指定地内の調査の進捗状況、古代官衙関連施設の分布状況、公有地化の進捗状況に応じた、段階的な整備

地区区分		整備の方法
史跡指定地	A1地区	<ul style="list-style-type: none"> すでに公有地化が完了しており、一部は「たちはな古代の丘緑地」としてすでに市民に供用している。 今後は、史跡橋樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橋樹郡衛正倉院のイメージを示しながら、公開活用していくため、地下に郡衛関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下造構の存在を地上部に表示する等の整備を行う。 園路の整備を行うことで指定地周囲の市道へのアクセスを確保するとともに、史跡解説板やサイン等を適切に設置し、またベンチ等の便益施設も適所に配置する。
	A2地区	<ul style="list-style-type: none"> 橋樹郡衛跡の範囲は、優先的に公有地化を進め、A1地区同様、史跡橋樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橋樹郡衛正倉院を顕在化し、公開活用していく。 A1地区における整備状況を十分考慮し、地下に郡衛関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下造構の存在を地上部に表示する等の整備を行うと共に、空閑地だった場所についても、野外での研修や行事等にも利用できる広場として整備する。 A1地区や指定地周囲の市道へのアクセスを容易にし、橋樹郡官衙遺跡群や周辺に展開する歴史的・文化的資産との回遊性を確保するとともに、史跡解説板やサイン等を適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。 影向寺遺跡は大部分が宗教法人影向寺所有地であるが、公有地化を進めることが困難であることから、土地所有者との調整を図り、宗教活動の妨げにならないよう配慮しながら、例えば塔基壇の整備等や史跡解説板・サイン等を適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。
史跡指定地外	B地区	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地以外の橋樹郡官衙遺跡群の範囲内であり、未確認の郡府をはじめ、正倉院の一部、館、厨といった郡衙の主要な施設や古代寺院に関連する重要な遺構等の存在が想定される地区であるため、今後、すでに郡衙及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域については、条件が整った次第追加指定を以て、史跡指定された区域については、A2地区として段階的に公有地化を図り、その遺構等の内容に応じた整備を図る。 橋樹郡衛正倉院東区画構が確認されている橋樹郡官衙跡山地区及び北区画構等が確認されている伊勢山台地区、そして橋樹郡衙の館と推定される遺構が検出されている上原宿地区については、本地区の中でも優先的に追加指定を目指し、将来的な公有地化並びに整備を図る。 影向寺遺跡東側についても、古代影向寺の土地利用状況を明らかにする上で重要な地区であることから、優先的に追加指定を目指し、将来的な公有地化並びに整備を図る。
C・D・E地区		<ul style="list-style-type: none"> 史跡橋樹官衙遺跡群を構成する橋樹郡衛跡(千年伊勢山台遺跡)及び影向寺遺跡以外の、広義の橋樹官衙遺跡群を構成する遺跡内、史跡橋樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内(周知の埋蔵文化財包蔵地:高津区No.148、宮前区No.5)にある都市計画道路「野川排水渠」及び広義の橋樹官衙遺跡群を構成する三井庄町遺跡内(既知の埋蔵文化財包蔵地:宮前区No.4)にあら「登戸野川跡」計画路線敷、史跡橋樹官衙遺跡群を構成する橋樹郡衛跡及び影向寺遺跡の周辺の「歴史別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」であり、郡衛正倉院別院や官衙に隣接する重要な遺構、また官衙との密接な関係性が推測される集落跡等が所在する。今後の調査で、郡衙や古代寺院との関係性が明らかな重要な遺構等が確認された区域については、指定条件が整い次第、追加指定を目指し、史跡指定された区域については、A2地区として段階的に公有地化を図り、その遺構等の内容に応じた整備を図る。

図8 整備の方法

13 管理運営と体制の基本方針

○ 史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力には限界があることから、土地の権利者、地域住民、企業、研究者、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。以下に史跡の管理運営と体制に関する基本方針を示す。

(1) 川崎市が史跡橋樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進

(2) 土地の権利者の理解と協力を得た管理運営の実施

(3) 文化庁、神奈川県教育委員会をはじめ、関係行政機関との連携による保存管理



写真4 行政・学識者・市民等が参加する橋樹官衙遺跡群調査整備委員会

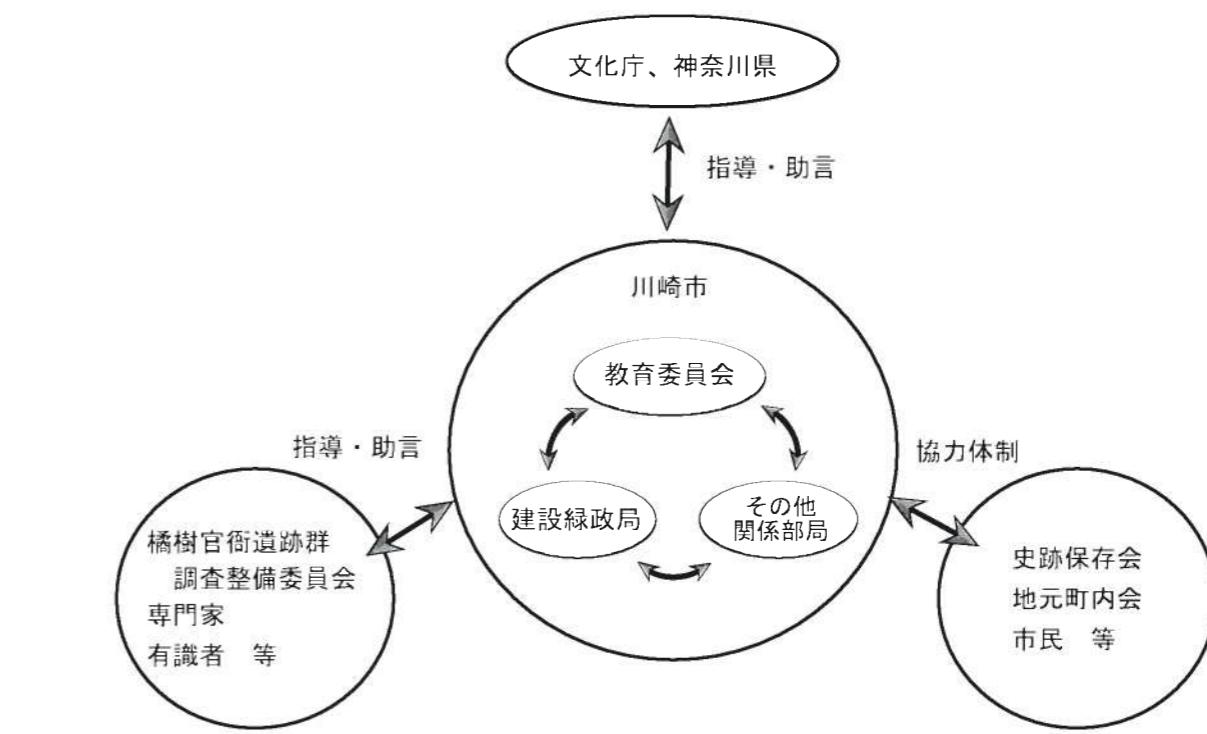


図9 管理運営・体制のイメージ

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 案 パブリックコメント実施後の修正箇所 新旧対照表 ※ゴシック部分はパブコメを反映した部分

旧	新
例言	例言 2 橘樹郡家（郡衙）の呼称についての解説文を挿入
目次	目次 第5章 橘樹官衙遺跡群における保存活用のマスターplan 第1節 マスターplan 第2節 短期方針 第6章 史跡の保存管理 第1節 保存管理の基本方針 第2節 橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素 第3節 現状変更及び保存に影響の及ぼす行為の取扱方針・取扱基準 第4節 土地公有地化の方針 第7章 史跡の活用 第1節 活用の基本方針 第2節 活用の方法 第8章 史跡の整備 第1節 史跡整備の基本方針 第2節 整備の方法

旧	新
第1章 計画策定の沿革・目的 第3節 計画策定に向けた検討体制と検討経過 (3)委員会等の経過 [川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会] ○第10回 平成28(2016)年6月9日 (中略) [橋樹官衙遺跡群保存整備活用に関する府内検討委員会] ○第1回 平成28(2016)年6月7日 ○第2回 平成29(2017)年3月21日 [橋樹官衙遺跡群保存整備活用に関する府内検討委員会幹事会] (中略) ○第4回 平成29(2017)年8月9日	第1章 計画策定の沿革・目的 第3節 計画策定に向けた検討体制と検討経過 (3)委員会等の経過 [川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会] ○第10回 平成28(2016)年6月9日 (中略) ○第17回 平成29(2017)年11月10日 [橋樹官衙遺跡群保存整備活用に関する府内検討委員会] ○第1回 平成28(2016)年6月7日 ○第2回 平成29(2017)年3月21日 ○第3回 平成29(2017)年12月12日 [橋樹官衙遺跡群保存整備活用に関する府内検討委員会幹事会] (中略) ○第4回 平成29(2017)年8月9日 ○第5回 平成29(2017)年11月29日
第4節 上位関連計画と本計画の位置づけ ◆川崎市総合計画(平成28(2016)年3月策定) (基本政策4) 活力と魅力ある力強い都市づくり [政策4-8] スポーツ・文化芸術活動の振興 (実施計画 施策の概要を記載)	第4節 上位関連計画と本計画の位置づけ ◆川崎市総合計画(平成28(2016)年3月策定) (基本政策4) 活力と魅力ある力強い都市づくり [政策4-8] スポーツ・文化芸術活動の振興 (第2期実施計画 施策の方向性・直接目標を記載)
◆第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」 (第1期実施計画:平成27(2015)~平成29(2017)年度)	◆第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」 (2期実施計画:平成30(2018)年3月策定予定) (内容を新実施計画に書き換え)
第2章 橋樹官衙遺跡群の概要 第2節 指定の状況	第2章 橋樹官衙遺跡群の概要 第2節 指定の状況

旧	新
(1) 指定告示 (2) 指定説明文とその範囲 (3) 指定に至る調査成果 (4) 指定地の状況 ア～ウ	(1) 指定告示 (2) 指定説明文とその範囲 (3) 指定に至る調査成果 (4) 指定地の状況 ア～ウ <u>「第9図 用途地域図」</u> <u>「第10図 緑地地区図」</u> <u>「第11図 橘樹官衙遺跡群及びその周辺の土地利用状況図」を挿入</u>
第3章 橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素 第1節 保存活用計画における対象地域 第2節 橘樹官衙遺跡群の本質的価値 第3節 橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値	第3章 橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素 第1節 保存活用計画における対象地域 <u>「第13図 周辺の文化財位置図」を挿入</u> 第2節 橘樹官衙遺跡群の本質的価値 第3節 橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値
第4章 現状と課題	第4章 現状と課題 ○ <u>第16図 橘樹官衙遺跡群へのアクセス・サインの現況（広域）</u> ○ <u>第17図 橘樹官衙遺跡群へのアクセス・サインの現況</u> ○ <u>第6表・第7表 橘樹官衙遺跡群周辺のサイン（案内板・説明板等）一覧</u> ○ <u>第18図 橘樹官衙遺跡群へのアクセス（バス路線図）を挿入</u>
第5章 橘樹官衙遺跡群における保存活用のマスターplan 第1節 マスターplan	第5章 橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針 第1節 基本的な指針

旧	新
第2節 短期方針	第2節 短期的な指針
第6章 史跡の保存管理	第6章 橘樹官衙遺跡群の保存管理
第1節 保存管理の基本方針	第1節 保存管理の基本方針
(5) 周辺の歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理 史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定されている未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く所在している。 <u>その恵まれた地域の特徴を活かしながら、ガイダンス施設を設置する等、実際に歴史や自然を体感・体験できる場と史跡や周辺の歴史・自然文化資産等を学習する場というバランスのとれた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。</u>	(5) 周辺の歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理 史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定されている未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く所在している。 <u>ガイダンス施設の設置や古代の景観を体感できる植生が残る特別緑地保全地区を含め周辺地域で望ましい植生等のありかたについて検討を進める等、その恵まれた地域の特徴を活かしながら、実際に歴史や自然を体感・体験できる場と史跡や周辺の歴史・自然文化資産等を学習する場というバランスのとれた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。</u>
第2節 橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素	第2節 橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素
(2) 史跡指定地以外の地区区分 【D地区】 史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区 No.148 の一部、宮前区 No. 5）にある都市計画道路「野川柿生線」及び（後略）	(2) 史跡指定地以外の地区区分 【D地区】 史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区 No.148 の一部、宮前区 No. 5）、 <u>広義の橘樹官衙遺跡群を構成する野川神明社遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区 No.6）</u> にある都市計画道路「野川柿生線」及び（後略）
第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準	第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準
(2) 史跡指定地外における取扱方針と取扱基準	(2) 史跡指定地外における取扱方針と取扱基準

旧	新
<p>【B 地区の取扱方針】</p> <p>(中略)</p> <p>●現況の道路等の維持管理に関するものや、生活上必要な最低限の道路の拡幅については、遺構面を損傷しないことなどの条件を付し、<u>現状変更実施場所</u>の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、<u>現状変更する</u>。</p>	<p>【B 地区の取扱方針】</p> <p>(中略)</p> <p>●現況の道路等の維持管理に関するものや、生活上必要な最低限の道路の拡幅については、遺構面を損傷しないことなどの条件を付し、<u>変更実施場所</u>の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、<u>現状を変更する</u>。</p>
<p>第9表 史跡地外における取扱基準（B 地区）</p> <p>（工作物の摘要）</p> <p>遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、<u>現状変更実施場所</u>の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、<u>現状変更する</u>。</p>	<p>第11表 史跡地外における取扱基準（B 地区）</p> <p>（工作物の摘要）</p> <p>遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、<u>実施場所</u>の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、<u>工作物を設置する</u>。</p>
<p>第7章 史跡の活用</p> <p>第1節 活用の基本方針</p> <p>(1) 史跡橋樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信</p> <p>史跡橋樹官衙遺跡群やその価値等を様々な手段を用いて広く周知していくとともに、新たに発見された成果等を速やかに発信し、情報の共有を図る。また、市民と連携し、これまでの調査・研究成果を公開・活用するとともに、研究機関とも連携し、全国的な調査研究を進める。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 史跡橋樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進</p>	<p>第7章 橋樹官衙遺跡群の活用</p> <p>第1節 活用の基本方針</p> <p>(1) 史跡橋樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信</p> <p>史跡橋樹官衙遺跡群やその価値等を様々な手段を用いて広く周知していくとともに、<u>既存公共施設等を有効に活用して</u>、新たに発見された成果等を速やかに発信し、情報の共有を図る。また、市民と連携しこまでの調査・研究成果を公開・活用するとともに、研究機関とも連携し、全国的な調査研究を進める。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 史跡橋樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進</p>

旧	新
<p>地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橋樹官衙遺跡群を通じて郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴や価値を活かしたまちづくりを図り、またそれらを担う人材の育成も図る。</p> <p>また、史跡等の歴史的・文化的資産も地域の資産として活用すべきものであることから、周辺に住宅地が広がる史跡用地において、災害時の避難場所や防災用具の保管場所等、<u>地域の防災拠点としての機能を持った場</u>とする。</p>	<p>地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橋樹官衙遺跡群を通じて郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴や価値を活かしたまちづくりを図り、また<u>ボランティア等</u>それらを担う人材の育成も図る。</p> <p>また、史跡等の歴史的・文化的資産も地域の資産として活用すべきものであることから、周辺に住宅地が広がる史跡用地において、災害時の避難場所や防災用具の保管場所等、<u>地域の防災の機能を担うこと</u>も想定できる。</p>
<h2>第2節 活用の方法</h2> <p>(1) 学校教育における活用</p> <p>(中略)</p> <p>ア 学校教育の場で積極的に活用できるようにするため、総合教育センターや現場の教員などと協力してカリキュラム（プログラム）を作成する。また、市内の学校教員などの研修として模擬事業や出前授業等を公開し、具体的に史跡を用いた授業方法を学ぶ機会を設ける。</p> <p>イ <u>新人教員研修</u>での史跡めぐりや現地講座、定期的に行われる各種教員研修への積極的な参加等、<u>川崎市の教員育成プログラムの中に組み込む</u>。</p> <p>(2) 生涯学習における活用</p> <p>(中略)</p> <p>【各種イベントや講座等の段階】</p>	<h2>第2節 活用の方法</h2> <p>(1) 学校教育における活用</p> <p>(中略)</p> <p>ア 学校教育の場で積極的に活用できるようにするため、総合教育センターや現場の教員などと協力して<u>モデルとなる</u>プログラムを作成する。また、市内の学校教員などの研修として模擬事業や出前授業等を公開し、具体的に史跡を用いた授業方法を学ぶ機会を設ける。</p> <p>イ <u>教員研修</u>での史跡めぐりや現地講座、定期的に行われる各種教員研修への積極的な参加等、<u>川崎市の教員研修プログラムの開発に努める</u>。</p> <p>(2) 生涯学習における活用</p> <p>(中略)</p> <p>【各種イベントや講座等の段階】</p>

旧	新
<p>A: 史跡橘樹官衙遺跡群等の知識が全くない人々に史跡の価値や魅力を周知させるようなイベント・講座等 (中略) 【具体例】 (A+a) <u>考古学初心者</u>で高津・宮前区民を対象とした考古学講座 (中略) イ 講座やシンポジウム等、各種イベントの開催を通じて市民とのネットワークを構築しながら、史跡ガイドや各種イベントの補助等、史跡の活用活動をサポートできる人材を養成し、市民との協働による史跡の活用を推進する。</p>	<p>A: <u>史跡の価値や魅力を積極的に発信して新たな愛好者・理解者を開拓する</u>ようなイベント・講座等 (中略) 【具体例】 (A+a) <u>史跡や古代文化に興味関心を持ち始めた人たち</u>で高津・宮前区民を対象とした考古学講座 (中略) イ 講座やシンポジウム等、各種イベントの開催を通じて市民とのネットワークを構築しながら、<u>市職員を対象とした研修の実施を行う</u>など、史跡ガイドや各種イベントの補助等、史跡の活用活動をサポートできる人材を養成し、市民との協働による史跡の活用を推進する。</p>
<p>第8章 史跡の整備 第2節 整備の方法 史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備については、前節で示した基本方針に基づき、史跡指定地の一体的な整備を実施することが望ましいが、(中略) 第6章で示した保存管理の地区区分に基づいて地区ごとに整備の方法を定め推進することとする。なお、整備計画の詳細等については、今後策定する国史跡橘樹官衙遺跡群保存整備基本計画及び国史跡橘樹官衙遺跡群保存整備実施設計の中で提示する。</p>	<p>第8章 橘樹官衙遺跡群の整備 第2節 整備の方法 史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備については、前節で示した基本方針に基づき、史跡指定地の一体的な整備を実施することが望ましいが、(中略) 第6章で示した保存管理の地区区分に基づいて地区ごとに整備の方法を定め推進することとする。<u>整備にあたっては、古代の郡家や影向寺等の景観が理解できるような整備をめざすものとし</u>(イメージ図参照)、整備計画の詳細等については、今後策定する(仮称)国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画及び橘樹官衙遺跡群の整備に関する実施設計の中で提示し、公有地化や追加指定の状況によって見直しを図りながら推進する。</p>

旧	新
<p>第9章 管理運営と体制</p> <p>第2節 管理運営の方法</p> <p>(2) 史跡地内公有地の管理</p> <p>史跡橘樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されている土地については、市民・学校教育等の利用に供することができるよう<u>保存整備を図っていくこと</u>になるが、その保存整備された土地については、<u>史跡管理団体である市が中心となりつつ、地元町会を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行う。</u></p> <p>「卷末資料」</p> <p>資料1 自己点検項目案</p> <p>(②活用)</p> <p>ア) ~サ)</p> <p>(④管理運営と体制)</p> <p>オ) <u>周辺公共施設・交通機関等との連携が図られているか。</u></p>	<p>第20・21図 (たちばな古代の丘緑地周辺における整備のイメージ図)挿入</p> <p>第9章 管理運営と体制</p> <p>第2節 管理運営の方法</p> <p>(2) 史跡地内公有地の管理</p> <p>史跡橘樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されている土地については、市民・学校教育等の利用に供することができるよう<u>保存整備を図っていく。保存整備された土地については、史跡管理団体である市が、地元町会を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行う。</u></p> <p>「参考文献」を挿入</p> <p>「卷末資料」</p> <p>資料1 官報告示(写)を挿入</p> <p>資料2 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート</p> <p>(②活用)</p> <p>ア) ~コ)</p> <p>サ) <u>駐車場や駐輪施設など、利活用のための利便性向上が図られているか。</u></p> <p>シ) <u>史跡へのアクセスについて、既存の公共交通との連携は図られているか。</u></p> <p>(④管理運営と体制)</p> <p>オ) <u>周辺公共施設との連携が図られているか。</u></p>

旧	新
資料2 関連法令	<p><u>「資料3 「今後サイン（案内板・説明板等）を設置する必要がある地域」を挿入</u></p> <p><u>「資料4 関連法令」</u></p> <p><u>「資料5 写真図版」を挿入</u></p>

平成29年度以降国史跡橘樹官衙遺跡群関係スケジュール

